

平成28年4月1日

『工事の総合評価落札方式に係る一部運用の見直し』
【平成28年度4月期】について（お知らせ）

九州地方整備局港湾空港部におきましては、港湾・空港工事の発注手続きにおける総合評価落札方式の定着・拡充を図るため、別添のとおり一部運用の見直しを行い、平成28年4月1日以降に公告する案件より適用することとしておりますので、その旨、お知らせいたします。

なお、見直し内容につきまして、確認したい事項がありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡願います。

また、個別工事に関する質問につきましては、通常の手続き中の問い合わせをご活用頂ければ対応いたしますので、その旨、申し添えいたします。

（問い合わせ先）

国土交通省九州地方整備局

港湾空港部 品質確保室

TEL:092-418-3354(直通)

FAX:092-418-3050

品質確保室長

タナカ ノブ・オ
田中 信夫(内線410)

品質確保室課長補佐

コジマ マサアキ
児島 正明(内線411)

総合評価落札方式に係る

一部運用の見直しについて

【平成28年度 4月期】

平成28年4月1日以降の公告案件より適用

平成28年 3月25日

九州地方整備局 港湾空港部

見直し内容

1. 技術提案評価の評価基準の見直し
2. 企業・技術者評価の見直し
 - (1) 「企業の施工能力」評価の見直し
 - 1) 「使用作業船の保有形態及び環境性能達成状況」の配点
 - 2) 下請予定者の表彰実績評価
 - (2) 「配置予定技術者等の能力」評価の見直し
 - 1) 配置予定技術者の地域精通度評価
 - 2) 配置予定現場従事者の表彰実績評価
 - 3) 配置予定現場従事者の年齢評価



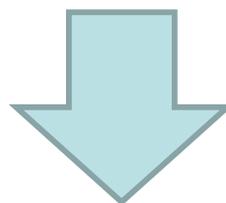
1. 技術提案評価の評価基準の見直し

1. 技術提案評価の判断基準

①有効性

②確実性

③具体性



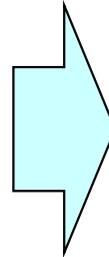
◆配点割合の見直しを行う。

- 「有効性」： 評価点増
- 「確実性」： 評価点減
- 「具体性」： 評価点減

技術提案の評価における「有効性」、「確実性」、「具体性」の組合せ

【技術提案の「有効性」、「確実性」、「具体性」の組み合わせによる最終判定及び評価点】

最終的な「評価」の判定	「有効性」、「確実性」、「具体性」の組み合わせ				
	有効性「a」の場合	有効性「b ⁺ 」の場合	有効性「b」の場合	有効性「c ⁺ 」の場合	有効性「c」の場合
A評価 (10.0点)	aaa				
B評価 (9.0点)	aab aba				
C評価 (8.0点)	aac abb aca	b ⁺ aa			
D評価 (7.5点)			baa		
E評価 (7.0点)	abc acb	b ⁺ ab b ⁺ ba			
F評価 (6.5点)			bab bba		
G評価 (6.0点)	acc	b ⁺ ac b ⁺ bb b ⁺ ca			
H評価 (5.5点)			bac bbb bca	c ⁺ aa	
I評価 (5.0点)		b ⁺ bc b ⁺ cb			caa
J評価 (4.5点)			bbe bec	c ⁺ ab c ⁺ ba	
K評価 (4.0点)		b ⁺ cc			cab cba
L評価 (3.5点)			bcc	c ⁺ ac c ⁺ bb c ⁺ ca	
M評価 (3.0点)					cac cbb cca
N評価 (2.5点)				c ⁺ bc c ⁺ cb	
O評価 (2.0点)					cbc ccb
P評価 (1.5点)				c ⁺ cc	
Q評価 (1.0点)					ccc
「-」評価	標準案と工事の品質が同等				



最終的な「評価」の判定	「有効性」、「確実性」、「具体性」の組み合わせ				
	有効性「a」の場合	有効性「b ⁺ 」の場合	有効性「b」の場合	有効性「c ⁺ 」の場合	有効性「c」の場合
A評価 (10.0点)	aaa				
B評価 (9.5点)	aab aba				
C評価 (9.0点)	aac abb aca				
D評価 (8.5点)	abc acb				
E評価 (8.0点)	acc				
F評価 (7.5点)		b ⁺ aa			
G評価 (7.0点)		b ⁺ ab b ⁺ ba			
H評価 (6.5点)		b ⁺ ac b ⁺ bb b ⁺ ca	baa		
I評価 (6.0点)		b ⁺ bc b ⁺ cb	bab bba		
J評価 (5.5点)		b ⁺ cc	bac bbb bca		
K評価 (5.0点)			bbe bec		
L評価 (4.5点)			bcc	c ⁺ aa	
M評価 (4.0点)				c ⁺ ab c ⁺ ba	
N評価 (3.5点)				c ⁺ ac c ⁺ bb c ⁺ ca	caa
O評価 (3.0点)				c ⁺ bc c ⁺ cb c ⁺ cc	cab cba
P評価 (2.5点)					cac cbb cca
Q評価 (2.0点)					cbc ccb
R評価 (1.5点)					ccc
「-」評価	標準案と工事の品質が同等				

2. 企業・技術者評価の見直し

(1) 「企業の施工能力」評価の見直し

1) 「使用作業船の保有形態及び環境性能達成状況」の配点①

◆【企業の施工能力】の必須項目の『使用作業船の保有形態及び環境性能達成状況』の評価において、配点のウェイトの見直しを行う。

作業船保有と環境性能の高さをこれまで以上に評価し、作業船保有企業へも安定した工事量を確保できる環境を整え、これにより作業船等新たな設備投資を促し老朽化対策を図る。
(全国統一の取組み)

評価	評価基準	加算点
		それぞれ現行の2倍の評価点とする
A	a) 使用作業船を自社又は共同保有している。 b) 当該作業船が環境性能を達成してる。	
B	a) 使用作業船を自社又は共同保有している。 c) 下請保有の使用予定作業船が環境性能を達成している。	
C	a) 使用作業船を自社又は共同保有している。	
D	c) 下請保有の使用予定作業船が環境性能を達成している。	
—	・上記以外	

※ a) 共同保有は、当該申請者の持ち分比率に応じて加点する。(次ページ参照)

※ 以上の見直しに伴いOP項目で加算点を調整する。

1)「使用作業船の保有形態及び環境性能達成状況」の配点②

◆ 配点のウェイトの見直しに併せ、使用作業船の共同保有は当該申請者の持ち分比率に応じて加点する。

配点のウェイトの見直しによる「使用作業船を自社又は共同保有している。」の評価点数については、共同保有の場合、下記のとおり、当該申請者の持ち分比率に応じて加点する。

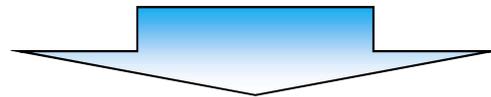
- 1位 50%以上の持ち分比率(満点)
- 2位 20%以上50%未満の持ち分比率(1位の1/2点)
- 3位 20%未満の持ち分比率(1位の1/4点)

2) 下請予定者の表彰実績評価 …オプション項目

下請予定者の九州地方整備局(港湾空港関係)における当該工事種別の表彰実績(下請予定者の元請又は下請としての表彰実績で表彰を受けた日の翌日から5年以内)を評価する。

【現行】

評価	評価基準
A	局長表彰(優良施工)
B	事務所長表彰(優良施工)
C	局長表彰(安全施工)
D	事務所長表彰(安全施工、優良担い手)
—	表彰なし



【見直し】

評価	評価基準
A	局長表彰(元請としての優良施工表彰)
B	事務所長表彰(元請としての優良施工表彰)
C	局長表彰(元請としての安全施工表彰)
D	事務所長表彰(元請けとしての安全施工表彰、優良担い手表彰、 優良工事における下請負者表彰)
—	表彰なし

(2) 「配置予定技術者等の能力」評価の見直し

1) 配置予定技術者の地域精通度評価 …オプション項目

◆【技術者の能力】のオプション項目に『地域精通度』を追加する。

地域に精通した技術者を活用することで、工事の円滑な実施と品質向上を促す。
(全国共通)

評価	評価基準
A	当該エリア(当該港(空港)の所在する市町村内)において、3件以上の工事で、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事
B	・当該エリア(当該県内)において、1件以上の工事で、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事、または、 ・当該エリア(当該県内)において、3件以上の工事で、担当技術者として従事
—	該当なし

※ 当該エリアにおける過去4年間の工事実績を対象とする。

※ 工事は、公共工事(自治体含む)・民間工事(元下問わず、1,000万円以上)両方を対象とする。

2) 配置予定現場従事者の表彰実績評価…オプション項目

◆ 配置予定の現場従事者における表彰の実績について評価する。

- ・元請又は下請予定の現場従事者の九州地方整備局(港湾空港関係)における当該工事種別の表彰実績を評価する。
- ・元請又は下請予定の現場従事者が当該工事で指定する工種(しゅんせつ工又は潜水士)における国土交通大臣顕彰(建設マスター)を受けている場合に評価する。

評価	評価基準
A	局長表彰(優秀建設現場従事者) 国土交通大臣顕彰(建設マスター)
B	所長表彰(優秀建設現場従事者)
—	表彰なし

※ 表彰又は顕彰を受けた日の翌日から5年以内を評価対象とする。

【参考】

	建設マスター
顕彰基準	①技能・技術が優秀であること ②工事施工の合理化等に貢献していること ③後進の指導育成に努めていること ④安全・衛生の向上に貢献していること ⑤他の建設現場従事者の模範となっていること
推薦者	建設業者団体、都道府県及び国土交通省北海道開発並びに局地方整備局

3) 配置予定現場従事者の年齢評価 …オプション項目

◆【配置予定技術者の能力評価】のオプション項目の「現場従事者の年齢」を評価する項目の適用拡大

港湾工事においては、潜水士や特殊作業船(起重機船、グラブ浚渫船、地盤改良船等)の技能者は、必要不可欠であるがその技能者が高齢化している状況である。

このため若手技能者の登用を促進する取組みとして、平成27年度から試行を開始した「潜水作業従事者」に加え、「特殊作業船の船員」まで適用を拡大する。

【現在の取組み】

- 現場従事者(潜水作業の従事者、1名以上)に若手技能者(40歳未満)を配置する場合
※潜水士免許の保有者とし、1工種(全期間)以上の潜水作業に従事すること

【追加の取組み】

- 現場従事者(特殊作業船の船員、1名以上)に若手技能者(40歳未満)を配置する場合
※海技士免許の保有者とし、当該工種の全期間に従事すること

評価	評価基準
A	現場従事者の年齢が40歳未満
—	現場従事者の年齢が40歳以上

※特殊作業船 : 起重機船、グラブ浚渫船、地盤改良船等